

## 健康保険等加入に関する提出書類等について

1. **最新の経営事項審査結果通知書**における雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無が「無（未加入）」であったが、経営事項審査受審以降に社会保険等に新たに加入又は適用除外となった場合、**最新の経営事項審査結果通知書**に加え、それぞれ当該事実を証明する以下の「社会保険等の加入状況がわかるもの」を添付すること。

- ① 「無」であったが、経営事項審査受審以降に社会保険等に新たに加入した場合
- i. 雇用保険の加入は、最新の経営規模等評価結果通知書の審査基準日以降基準日までに年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する以下のいずれかの書面により確認します。
    - ・ **労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書**
    - ・ **雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）**
  - ii. 健康保険、厚生年金保険の加入は、それぞれ最新の経営規模等評価結果通知書の審査基準日以降基準日までに保険料を納付したことを証する以下のいずれかの書面により確認します。（ただし、支払い期限が到来している資料提出日直近のものに限ります。）
    - ・ **納入告知書 納付書・領収証書**
    - ・ **社会保険料納入証明（申請）書**
- ② 「無」であった後に「除外」となった場合（審査基準日以降基準日までに「除外」であること。）
- 適用除外となったことが分かる書類の写し**又は**誓約書**（別記誓約書様式）を添付すること。

<参考>

雇用保険について

※労働者を1人以上雇用する事業所は、その業種、規模等を問わず、原則適用事業所となり、その事業主は、労働保険料の納付、雇用保険法の規定による各種の届出等の義務を負います。

<参考HP：ハローワークインターネットサービス>

<https://www.hellowork.go.jp/index.html>

厚生年金保険・健康保険について

※厚生年金保険の適用事業所となるのは、株式会社などの法人の事業所（事業主のみを含む。）です。また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて厚生年金保険の適用事業所となります。なお、健康保険の被保険者となるべき従業員が承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、健康保険は適用除外として扱われます。

<参考HP：日本年金機構>

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>